



## 債務を一人で負担すると…課税？

税理士・CFP® 越智 浩

### Q. 遺産に係る基礎控除額以下？

本年春、父甲が亡くなりました。母乙も2年前に亡くなっており、相続人は私Aと妹Bの2人です。遺産は、父が一人で住んでいた実家の建物1,500万円とその敷地3,000万円（いずれも相続税評価額）、預貯金3,500万円と有価証券1,000万円の合計9,000万円です。ただし、3年前に隣家の土地を買い増しして家を建て替えたばかりなので、父の住宅ローン（私Aが保証人）が4,700万円残っており、また、医療費や公租公課などの未払金の支払いが30万円、葬儀費用等が270万円かかりましたので、債務等の合計も5,000万円あります。

父甲の遺産から債務等を控除した純資産価額は、9,000万円－5,000万円＝4,000万円となり、遺産に係る基礎控除額が3,000万円＋600万円×法定相続人2人＝4,200万円なので、これ以下となりますから、相続税はかからないと考えてよいでしょうか。

遺産分割協議では、私Aが不動産を相続するとともに、個人保証をしています住宅ローンを含めた債務及び葬式費用をすべて負担し、預貯金及び有価証券の合計4,500万円は、妹Bが相続するつもりです。

### A. 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの及び被相続人に係る葬式費用のうちその者の負担に属する部分の金額を控除。

以前この項において、日本の相続税は遺産税方式をコーティングした遺産取得税方式であることを説明したが、今回の設例は、まさにその事を示している。

一見、甲の相続について遺産総額が遺産に係る基礎控除額以下のため、相続税はかからないようであるが、各相続人の遺産取得・債務及び葬式費用負担後の各人の課税価格を見てみると、…

相続人Aの課税価格：取得財産の価額4,500万円－債務及び葬式費用負担額5,000万円  
＝△500万円 → 0円 とする。

相続人Bの課税価格：取得財産の価額4,500万円－債務等負担額0円＝4,500万円

\*相続または遺贈により財産を取得した者が課税価格に算入すべき金額は、その財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの及び被相続人に係る葬式費用のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

つまり、債務等控除は、あくまでその者の負担に属する部分を控除するため、Aの債務超過額500万円はBから控除することはできない。

となり、A及びBの課税価格の合計額は4,500万円となる。ここから遺産にかかる基礎控除額4,200万円を控除するため、甲の相続について設例のような遺産分割が行われた場合、課税される遺産総額が300万円と計算され、妹Bは相続税を負担することとなる。この設例においては、遺産分割協議で、未払金債務30万円と葬式費用270万円の合計額300万円を妹Bが負担することにすれば、A及びBともに相続税の負担はない。

以上のように、遺産分割の方法により相続税負担の有無・大小といったこともあり、また、被相続人の銀行借入金をどの相続人が負担する（引き受ける）かということについては金融機関の同意も必要であることから、なかなか思い通りにはいかないのが相続と心得ておくべきであろう。